

## 第5回千早赤阪村庁舎建設検討委員会会議録（要旨）

日 時	平成27年2月16日（月） 午後7時～午後7時40分
場 所	千早赤阪村役場プレハブ 2階 第2会議室
出席者	磯崎委員長、仲野副委員長、清井委員、阪辻委員、田中委員、豊田委員、西野委員、服部委員、矢倉委員
事務局	吉田副村長 松村理事 総務課：森田課長、日谷課長代理
傍聴者	0名
会議概要	開会 1. 報告 (1) 千早赤阪村過疎地域自立促進計画について 2. 議事 (1) 新庁舎建設候補地の選定について (2) 今後のスケジュール（案）の変更について 3. 次回会議日程 4. その他 閉会

### 【議事要旨】

#### 1. 報告

##### (1) 千早赤阪村過疎地域自立促進計画について

※事務局より説明を行い、委員から次のとおり意見等がありました。

(矢倉委員)

この計画では計画期間が7年間とありますが、計画実施はいつまでにしなければならないのですか。

(事務局：森田課長)

計画期間が平成32年度までの7年間ですので、その期間内となります。この過疎地域自立特別措置法は昭和45年にできた時限立法で、これまでも随時延長されてきました。今回も平成32年度まで延長されましたが、今後、国でどのようになるのか、期限が近づけば方向性が見えてくると思います。

(矢倉委員)

結局、この7年間で事業実施する必要があるということですね。あまり時間がないですね。

(事務局：森田課長)

平成26年度は残り少ないため、現在実施している村事業に充てる予定ですが、平成27年度以降は村の活性化ための事業などに充てる予定です。ただ計画見直しも可能です。

(服部委員)

過疎債の上限はあるのですか。

(事務局：日谷課長代理)

現在村はいろいろな借金をしています。ただ、いくらでも借金ができるわけではありません。財政規模に対する借金が占める割合としての公債費率があり、一定の比率30%を超えると、再生団体（倒産状態）になります。

(服部委員)

それは何に対する30%ですか。

(事務局：松村理事)

以前の財政の試算では、毎年3億円までの借金発行であれば財政運営は可能としています。いわゆるこの範囲内であれば、公債費率内で運営できるということです。村の人口規模などを踏まえた財政規模に対する割合になりますので、今後、人口が減少すれば財政規模も縮小し、その割合は増加することになります。過疎債も対象としてハード部分とソフト部分があり、ソフト分は約3,500万円程度が上限になります。

仮にいくら借金ができてもその村の財政の体力の問題と人の問題がありますので、むやみに進めることはできないと思います。

(服部委員)

それが7年間ということですね。

(事務局：松村理事)

そうです。法律の期限内までです。

(服部委員)

ということは3億円の7年間の約21億円ということですね。そういうことで財政的に判断すればよいのですね。

(事務局：松村理事)

基本的にそういうことです。

## 2. 議事

### (1) 新庁舎建設候補地の選定について

※事務局より説明を行い、委員から次のとおり意見等がありました。

(西野委員)

一年目に議論しているので早く建設場所を決めた方が良いと思います。

(礒崎委員長)

検討委員会としても意見をまとめたいので、表決を取りたいと思います。くすのきホール周辺での建設ということに賛成の方举手願います。

(各委員) 全会一致

(礒崎委員長)

全会一致ということで、検討委員会としては報告させていただきます。

### (2) 今後のスケジュール(案)の変更について

※事務局より説明を行い、委員から意見等はありませんでした。

## 3. 次回会議日程

平成27年2月22日(日) 午後2時から千早赤阪村役場プレハブ2階会議室

## 4. その他

(清井委員)

今回の検討委員会の結果報告は書面で行うのですか。

(事務局：森田課長)

最終的には新庁舎建設基本計画(案)答申ということで村長に報告いただきたいと考えています。

閉会